

都市水路計画策定モデル地域で実施する調査・検討等の内容

都市水路計画策定モデル地域として決定した地域では、以下の調査・検討等を実施することとします。

国土交通省では各地での調査・検討にあたり、必要に応じ技術的な助言、国の関係機関との調整等を行うとともに、諸課題の解決方を共に検討することとしています。

① 都市水路協議会の設立

- ・地方公共団体をコーディネイター役として、NPO、水路管理者、地域住民等、都市水路に関係する者を構成員とする都市水路協議会を設立する。

② 地域の「水マップ」の作成

- ・対象とする地域に存在する、既存の水路、水面の管理者、管理規則等の調査を行う。
- ・地下浸出水、下水再生水、雨水貯留水等の都市域特有の水源及び保全されている湧水等の自然水源につき、流量、水質、変動等の調査を行う。
- ・上記調査結果を地図上に表示する。

③ 都市水路計画の策定

- ・②で作成した水マップに基づき、緑地、公園や道路等の周辺空間も含め、都市水路の施設整備計画、維持管理計画、流水管理計画、利用のルール等について検討を行い、都市水路計画としてとりまとめる。

④ 成果報告会

- ・1年間の成果及び明らかになった諸課題につき、年度末に各地域合同の報告会を行う。